

## 別紙 1

### 体験型観光推進強化事業業務委託仕様書

- 1 業務名 体験型観光推進強化事業
- 2 業務目的 下関市で体験型観光に取り組む事業者間の連携を強化するとともに、情報発信等を一体的に行うことにより、下関市の体験型観光コンテンツの認知度向上を図り、誘客促進と滞在期間の延長、交流人口の拡大につなげる。
- 3 業務場所 下関市内
- 4 業務期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
- 5 業務内容
  - (1) 現状把握及び分析の実施

下関市における体験型観光コンテンツの認知度や素材、実施状況等を調査して十分な現状把握に努め、その結果をもとに分析・検証を行ったうえで、下関市の体験型観光を方向づけるブランディングを行うこと。

    - (ア) 調査

下関市における体験型観光コンテンツの認知度や素材、実施状況、事業者等の調査を行い、下関市の現状を把握すること。
    - (イ) 分析及び検証

(ア)の調査結果をもとに、新たな体験型観光コンテンツになり得る素材や事業者等について多角度から分析及び検証を行うこと。
    - (ウ) 提案

(イ)の分析及び検証結果をもとに、下関市の体験型観光を方向づけるブランドコンセプトの設計やブランド戦略をまとめること。
  - (2) チームビルディングの実施

本事業に賛同する事業者等とブランドコンセプトを共有する一体的な関係性を構築すること。

    - (ア) 事業者募集

調査に基づく分析及び検証結果、設計したブランドコンセプト

トやブランド戦略に賛同する事業者等を募集すること。また、本事業の趣旨について、様々な媒体を利用して周知を図り、幅広く事業者に参加を促すこと。

#### (イ) 関係性の構築

趣旨に賛同する事業者等の参加費用は無料とすること。ただし、一体的な関係性を構築するために、ブランディングツールの表示や体験・利用者数等の報告、情報更新の協力など必要な条件を付すこと。なお、参加する事業者等については官民間問わず幅広い関係性を構築すること。

#### (ウ) プロジェクトチームの運営

目指すブランド像の共有を図り、効果的な戦略展開が可能となるように、必要に応じて事業者及び下関市の関係部局等と交えた会議（以下「プロジェクト会議」という。）を開催し、プロジェクトチームの運営を行うこと。

#### (エ) プロジェクト会議等の実施

プロジェクト会議等は4回以上実施すること。また、実施に際し、参加事業者の要望等に応じたセミナー等も行うこと。なお、会議の実施方法はオフライン、オンラインを問わない。

### (3) ブランディングツールの開発等

目指すブランド像を表現するため、ブランドコンセプトに沿ったキャッチコピーやロゴ、Webサイトの開発、制作等を行うこと。

#### (ア) ブランド要素の構成

ブランドコンセプトについて、視覚的要素を含んだ一貫性のあるアウトプットとするために、ブランドを構成する下記のブランド要素を開発すること。

- ・ブランドキャッチコピー
- ・ブランドロゴマーク
- ・ブランドカラー

#### (イ) Webサイトの制作

開発したブランド要素や体験型観光コンテンツ、事業者等の情報を一元化し、総合的な情報発信手段とするため、Webサイトの開発及び制作を行うこと。なお、サイト構成はPC版及びスマートフォン版を制作すること。

#### (ウ) ブランドの展開

ブランドの普及及び浸透を図るために、必要かつ効果的な情報発信を行うこと。また、幅広い層に対してブランドに触れる多様な機会を設け、具体的なターゲットを絞り込むこと。

### (4) 体験型観光コンテンツの造成支援

プロジェクト会議や事業者間の連携等を通じて、ブランドコンセプトに沿った体験型観光コンテンツを造成できるよう助言及び支援すること。

(ア) 造成イメージ

- ・「体験型観光に強い下関を象徴するようなもの」 1プラン以上
- ・「チーム及び事業者の連携により生まれるもの」 5プラン以上
- ・「各事業者の個性に合わせた魅力あるもの」 10プラン以上

(イ) 造成のアプローチ

下関市及び受託者が指示・誘導するものではなく、プロジェクトチーム及び事業者が主体的に取り組むこととする。

(5) PR 及びプロモーションの実施

本事業の目的を達成するため、国内はもとよりインバウンド向けに効果的なPRを企画し、実施すること。ただし、PRの時期及び媒体等については、下関市と協議の上、決定すること。

(ア) PR手法のイメージ

- ・各種メディア（Webメディア・マスメディア・ソーシャルメディア等）を利用した情報発信
- ・Webサイト、SNS等への広告掲載
- ・海外向けSNS等の運用（海外インフルエンサーの利用など）

(イ) Webサイトの更新

本事業で制作したWebサイトは、体験型観光コンテンツの造成、PR及びプロモーションのタイミングを考慮、検討したうえで、2回以上更新すること。

(6) 販売の支援

造成した体験型観光コンテンツについて、効果的な手法を用いて販売を支援すること。ただし、販売する時期及び内容等については、下関市と協議の上、決定すること。

(ア) OTAサイト上で周知及び販売すること。

(イ) 事業者が個別に販売する手法や戦略について助言を行い、必要に応じてWebサイト掲載、SNS発信の手続き等の支援を行うこと。

(7) 独自提案

本事業の目的を達成する上で、効果的な独自の提案があればその内容を記載すること。

## 6 業務の実施体制

(1) 業務の進捗を管理する総括責任者を1人配置すること。業務を効果的に実施するための担当者を1人以上配置すること。

(2) 必要に応じて、下関市と打ち合わせを行うこと。

7 成果報告書等の提出

(1) プロジェクト会議等を実施する際には、下関市と協議の上、事業者等へ提供する資料等を作成すること。また、実施後には会議の実施状況がわかる報告書を提出すること。

(2) 事業の進捗状況に応じて、下関市が報告を求めた場合、経過報告書を提出すること。

(3) 業務の実施を完了したときは、業務内容、状況及び実績がわかる成果報告書を提出すること。

8 その他

(1) 個人情報の取り扱いに留意すること。

(2) 仕様書に定めのない事項については、下関市と協議の上、定めるものとする。